

「沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業」(航空運賃還付金) について

沖縄県離島住民割引運賃カード(離島割引カード)をお持ちの小児(小学6年生まで)、障がい者手帳をお持ちのかたは対象運賃で購入された場合、航空運賃の還付ができます。

【対象となる方】

竹富町在住の小児(小学6年生まで)・身体障がい者の方

【対象路線】

石垣～那覇・石垣～宮古・石垣～与那国・石垣～波照間

【対象となる期間とチケットの運賃種別】

令和8(2026)年4月1日～令和9(2027)年3月31日までの搭乗分

小児の場合：小児普通運賃・離島割引

身体障がい者の場合：身体障がい者割引・離島割引

【申請に必要なもの】

●還付金請求書

HPよりダウンロードまたは企画政策課窓口、

各出張所にて配布しております。

※印鑑 押印箇所がございます。

●搭乗券原本

搭乗券を紛失した場合は航空会社に運賃種別の記載がある搭乗
証明書の発行をご依頼ください。

●運賃種別(離島割引等)が記載されているもの

●チケットや搭乗券、搭乗証明書に運賃種別の記載があればそちらで可能です。

●領収書

上記搭乗券等で運賃種別が確認できない場合は、運賃種別の記載がある
領収書を添付してください。

●通帳の写し

口座名義人、口座番号、金融機関などが確認できるページの写し

●離島住民割引運賃カード

●障がい者の方の場合は障がい者手帳

●小児の場合は申請者との関係を示す書類(健康保険証や戸籍など)

} コピー



※請求できる期間は、利用した年度の翌年度4月3日までです。ご注意ください。